

川西市介護予防・健康ポイント事業構築・運用業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、公募型プロポーザル方式により「介護予防・健康ポイント事業構築・運用業務」の委託事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 委託する業務の概要

- (1) 業務の名称 (仮称) 川西市介護予防・健康ポイント事業構築・運用業務
- (2) 業務の目的 高齢者が自ら介護予防に取り組むこと、市民が自らの健康状態に関心をもち健康づくりに取り組むことへの動機付けを行うなど、介護予防と健康づくりを推進するため、ポイント付与を活用した介護予防活動・健康増進活動への参加促進ができる仕組みを構築することを目的とする。
- (3) 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 委託上限額 54,760,000円(消費税及び地方消費税を含む)
(令和6年度上限額 27,876,000円(構築費用、運用費用、共通ポイント付与に係るインセンティブ費用))
(令和7年度上限額 13,442,000円(運用費用))
(令和8年度上限額 13,442,000円(運用費用))
※インセンティブ費用については、構築・運用費用とは別契約とし、実績に応じて支払う。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (4) 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号)第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。
- (5) 他自治体において、ポイント事業の構築、運用を行った複数の実績があること。(元請、下請は問わない。)

4 スケジュール

実施要領等の公表	令和6年4月15日(月)
質問の受付	令和6年4月22日(月) 17時まで
質問の回答	令和6年4月26日(金)
参加申込書等の提出	令和6年5月10日(金) 17時まで
参加資格の認定	令和6年5月15日(水)
企画提案書等の提出	令和6年5月22日(水) 17時まで
プレゼンテーション評価の実施	令和6年5月29日(水)
選定結果通知	令和6年6月初旬
委託契約の締結	令和6年6月中旬

5 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関し不明な点がある場合は、質問書(様式3)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年4月22日(月) 17時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式3)を電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先 川西市 健康医療部 保健・医療政策課 担当 藤本
電子メール kawa0129@city.kawanishi.lg.jp
電話番号 072-740-1136
- (4) 回答方法 令和6年4月26日(金)に本市ホームページに掲載する。
(質問がなかった場合はその旨を記載する。)

6 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月10日(金) 17時まで
- (2) 提出書類

ア 参加申込書(様式1) 1部

※ISMS 認証取得事業者は、認証番号を記載すること。

イ 添付書類(該当者のみ ※印参照) 各1部

※本市の一般(指名)競争入札参加有資格者名簿に記載されている者以外の者が参加申込書を提出する場合、次の書類を添付すること。各種証明書は提出日以前3か月以内に証明されたものを提出すること。(受託候補者となった場合は、契約締結日までに一般競争入札等参加資格審査申請により一般(指名)競争入札参加有資格者名簿に登録されること。)

- ・川西市暴力団排除に関する条例に基づく誓約書・役員一覧(様式2)
- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
- ・財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)の写し(直近1年分)
- ・納税証明書(写しでも可、法人税・消費税等の国税については電子税証明書を印刷したもので可)

市内事業者	法人市民税・固定資産税
	法人税・消費税 (税務署様式その3の3)
市外事業者	法人税・消費税 (税務署様式その3の3)

- (3) 提出方法 PDF形式のデータファイルで、電子メールにより提出すること。
- (4) 提出先 前記5(3)と同様
- (5) 参加資格審査等 参加資格審査を行い、要件を満たしているとき認められるときは、事業者の参加資格を認定するものとする。なお、審査の結果、要件を満たしておらず、事業者の参加資格を認定しない場合は、令和6年5月15日(水)までにその旨を通知する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月22日(水)17時まで
期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (2) 提出部数 正本1部、副本1部、電子データ(CD-R)
- (3) 提出方法 持参または郵送(必着)により提出すること。
郵送の場合は、必ず、受取日時及び配達されたことが確認できる方法をとること。
- (4) 提出先 〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市 健康医療部 保健・医療政策課 担当 藤本
電話番号 072-740-1136
- (5) 企画提案書等作成要領

企画提案書等は以下の順で構成し、1から7の順に並べファイルに綴じること。

No.	文書名	様式等	ページ数制限
1	表紙	任意様式	1ページ
2	会社概要書	任意様式	パンフレットで代用可
3	企画提案書	任意様式	30ページ以内
4	川西市介護予防・健康ポイントシステム機能要件表	様式5	—
5	実施体制計画書 ・導入に係る業務実施体制 ・保守・運用に係る業務実施体制	任意様式 任意様式	—
6	見積書	任意様式	明細がわかるもの
7	誓約書	様式4	

ア 文書類の規格等

- (ア) 言語は日本語とし、文字サイズは原則11ポイントとすること。通貨は日本円とすること。
- (イ) 用紙はA4判縦長横書き両面印刷左綴じとし、下部中央にページ番号を振ること。ただし、

資料のレイアウト等の制約により必要がある場合は、A3判を使用してもよいものとするが、その際は折込むこと。

(ウ) 印刷はカラーを可とする。

(エ) 専門知識を有しない者へ配慮し、可能な限り専門用語あるいは略語等は使用せず、やむを得ず使用する場合は説明書きを付すること。

イ 表紙の作成方法

表題は、「川西市介護予防・健康ポイント事業構築・運用業務に係る企画提案書」とすること。

事業者名、代表者名を記載すること。

提出年月日を記載すること。

ウ 会社概要書の作成方法

任意の様式により、会社概要書を作成すること。

エ 企画提案書の作成方法

企画提案書は、以下の構成により作成すること。

1	提案するシステムの概要	提案するシステムの形態、構成等の概要について記載すること。
2	「川西市介護予防・健康ポイント事業構築・運用業務委託仕様書」および「川西市介護予防・健康ポイントシステム機能要件表（様式5）」への対応	仕様書の記載に基づき、提案するシステムの特徴、代表的な機能の説明、システム構成、ネットワーク構成、スケジュール等について記載すること。 また、提案するシステムの可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ等についても記載すること。 ※他市での実績について記載すること ※本システムに機能追加等のバージョンアップがあった場合の費用の考え方を記載すること。（可能な限り本提案に含めること。） ※利用者が仕様書に記載する利用想定人数を上回った際の構築費用、運用費用について、5,000人から10,000人の間で記載すること。
3	その他アピールポイント等自由記載	企画提案書等に記載はないが、本市にとって有益と考えられる提案事項やアピールポイント等があれば記載すること。

オ 川西市介護予防・健康ポイントシステム機能要件表（様式5）の作成方法

機能要件表は、以下の要領に基づき作成すること。

作成物	川西市介護予防・健康ポイントシステム機能要件表（様式5）
作成方法	①表中右上部に事業者名、代表者名、担当者名を記載すること。 ②「対応状況欄」に以下のいずれか該当する記号を記入すること。

	○	標準もしくは標準仕様で対応可能
	△	オプションもしくはカスタマイズで対応可能
	▲	代替案で対応可能
	×	対応不可
③対応状況欄を「▲」にした場合は実現方法を具体的に備考欄へ記載すること。注釈事項があれば備考欄に記載すること。		

カ 実施体制計画書の作成方法

実施体制計画書は、以下の要領に基づき作成すること。

作成物	実施体制計画書 ・導入に係る業務実施体制（任意様式） ・保守・運用に係る業務実施体制（任意様式）
作成方法	任意様式の項目に基づき内容を記載すること。

キ 見積書の作成方法

見積書は、以下の要領に基づき作成すること。

作成物	見積書（任意様式）
作成方法	年度別、構築・運用・インセンティブ費用別、項目別に金額が明記されていること。 令和6年度のインセンティブは、対象人数2,530人、金額3,155,000円として算定すること。共通ポイントへの交換に係る手数料についても算定すること。
その他	令和7、8年度のインセンティブ（共通ポイントへの交換）に係る手数料について、参考見積を提出すること。 なお、想定される対象人数・金額は、各年度、2,620人・12,620,000円とする。

8 評価の方法

(1) 受託候補者の選定方法

評価委員会において受託候補者を選定する。

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、最高得点者を本委託業務に適した受託候補者として選定する。

最高得点者が2以上ある場合（同点）は、価格評価点を除く評価点が高い者を受託候補者とする。価格評価点を除く評価点と同点の場合は、評価委員会において受託候補者を決定する。

(2) 評価基準

評価項目	評価内容	評価点
業務全体	業務理解度及び工程管理、実績及び取組姿勢、運営費用等	25点
システム構築	管理機能、分析・連携、利便性、システム管理等	45点

運営体制	組織運営、コールセンター、広報・利用促進、システム テスト期間等	30点
価格	提案価格	20点
合計		120点

(3) プレゼンテーション評価の実施

実施予定日 令和6年5月29日(水)

実施場所 川西市役所内会議室

実施時間 各事業者 約40分

(準備5分、プレゼンテーション20分、質疑15分程度)

詳細な開始時刻等については、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に別途通知する。

実施内容 提出した企画提案書等に基づき、評価委員会でプレゼンテーションを実施する。

その他 プレゼンテーション及び評価は非公開とする。

実施にあたって追加資料の提出は認めない。

プレゼンテーション出席者数は4名以内とし、本業務に直接携わる予定担当者及び管理責任者が必ず出席すること。

プレゼンテーションにおける発言については、提案の一部と見なす。

プレゼンテーションに必要な機材は各事業者で準備すること。ただし、プロジェクター(HDMIケーブルを含む)及びプロジェクター用スクリーンは本市で用意する。

9 結果の公表

結果は市ホームページで公表するとともに全ての参加事業者に文書で通知する。決定した受託候補者については、法人名・点数を、その他の参加事業者については点数のみを本市ホームページで公表する。

なお、評価結果及び内容に関する問い合わせ、異議等については一切受け付けない。

10 契約の締結

本市は、評価により選定した受託候補者と、企画提案書等の記載事項に基づき契約の交渉を行うこととする。

なお、辞退もしくはその他の理由により受託候補者と契約の締結が困難となった場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

11 失格条項

以下の要件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案内容が本実施要領等に示された条件を満たさない場合
- (3) 提出内容に虚偽の記載があった場合
- (4) 評価の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

1 2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プレゼンテーションについては、録音及び録画等の実施を許容すること。
- (3) 提案者が1者であっても各評価は実施し、評価基準を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。
- (4) 本実施要領、要求水準書、提出書類等については変更することがある。その場合は、参加申込書を提出した全事業者に変更後の資料を配布する。
- (5) 提出後の書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 提出書類の取扱い
 - ア 提出した参加申込書及び企画提案書等を、本市の了解なく公表、使用してはならない。
 - イ 提出された参加申込書及び企画提案書等は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (10) 提出期限までに参加申込書等を提出しない者及び本プロポーザルへの参加資格を認定しない旨の通知を受けた者は、企画提案書等を提出できないものとする。
- (11) 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (12) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）に基づき、書類を公開する場合がある。ただし、企画提案書等、法人等の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものについては公開しない。
- (13) 参加者は、本実施要領、仕様書、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。
- (14) 天災その他やむを得ない事由が生じた場合、本市は本プロポーザルの実施を延期または取り止めることができる。この時に参加事業者が生じた損害については、各事業者の負担とする。

1 3 問い合わせ先

川西市健康医療部 保健・医療政策課 担当 藤本

電子メール kawa0129@city.kawanishi.lg.jp

電話 072-740-1136

※本件に関するお問い合わせは、電子メールでお願いします。

以上